

生活保護基準引き下げ方針の撤回・中止と生活保護制度の周知徹底を 求める意見書

安倍晋三政権は、貧困の広がりが深刻な問題になっている中、憲法25条に明記された生存権を保障する生活保護費の削減を強行しようとしている。

生活扶助費を180億円、ひとり親世帯の母子加算を20億円、ゼロ歳から2歳児の児童養育加算は1万円に減額、教育扶助（義務教育）と高等学校等就学費内の学習支援費は支給対象の範囲を狭め実費支給とする。母子加算の削減と3歳未満の児童養育加算の減額は、約28万人の保護世帯の子どもに影響すると指摘されている。特に子育て世代が大きな打撃を受けることになり、子どもの貧困対策、子どもの健全育成の視点が欠如している。

生活扶助費は、憲法25条が定める全ての国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する最低生活水準を決めるものであり、住民税非課税基準や最低賃金、年金、就学援助などの47の諸制度の給付水準や給付対象などに連動し、広範な市民生活に影響する。

首相は相対的貧困率が下がったとし「（貧困悪化という）指摘は当たらない」と主張しているが、相対的貧困率の低下は、貧困の改善を意味しない。一般国民の所得が下がると「貧困ライン」が連動して下がり、これまで「貧困ライン」以下とされた人が収入などが同じでも「貧困ライン」の上に来てしまうからである。

日本の「貧困ライン」は1999年の157万円から2014年の133万円へと下がり続けている。

このような現状のもとで政府は、生活保護で食費や光熱費に当たる生活扶助費など10月から最大5%引き下げるという方針である。利用世帯の67%が減額され、子育て、多子世帯に対する被害は甚大である。

首相は、全体を引き下げものではないとか、所得の少ない「一般低所得世帯」との均衡のためなどと削減を正当化しているが、一般低所得世帯との比較で生活扶助費をカットすることは、困窮世帯をさらに苛酷な生活に追い込むことになる。

また生活保護を利用する資格のある人のうち実際に利用している人の割合（捕捉率）が2割程度と国際的に極めて低い水準にあることが大きな問題になっている。全ての国民に生存権が保障されるよう使いやすい生活保護制度にするため国民への周知徹底が求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、生活保護基準の引き下げ方針は撤回・中止し、生存権を保障する制度として生活保護制度の周知徹底を求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年3月27日

三鷹市議会議長 宍戸治重